

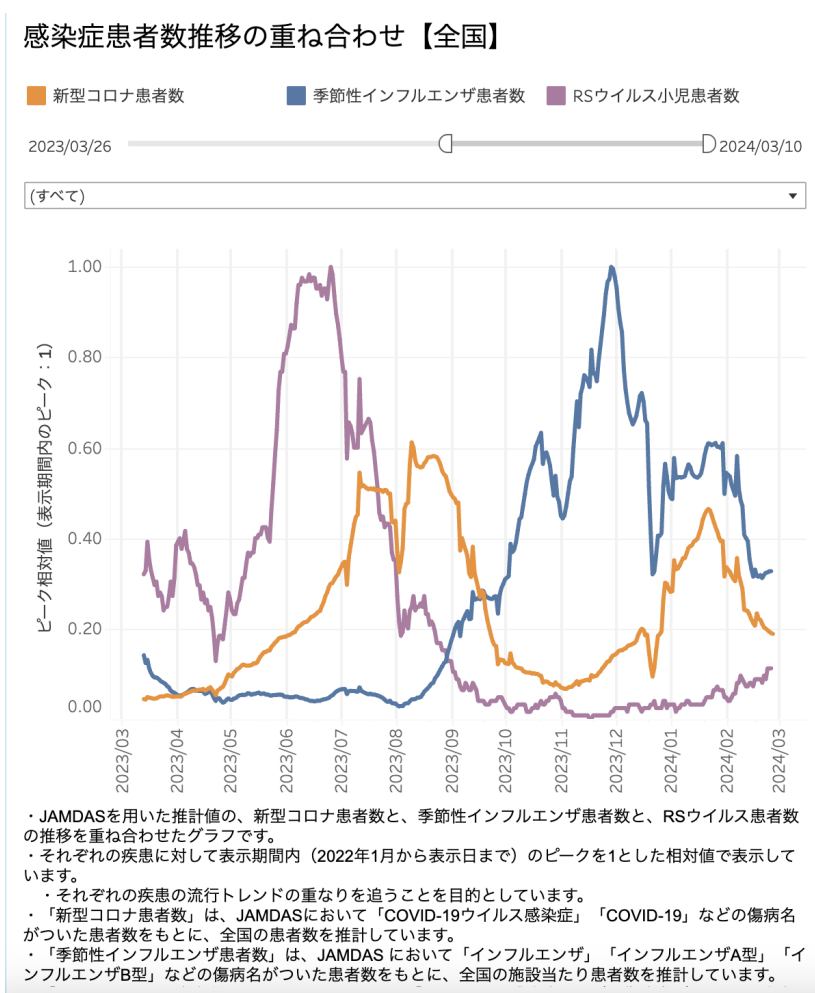
Information HCIA 2024.03.19

年間を通してさまざまな感染リスクが発生しています。次亜塩素酸水を含む適切な薬剤の適切な使い分けで、感染拡大を起こさない環境づくりを

各種感染症の現状

インフルエンザウイルス、新型コロナウイルスだけでなく、毎年、季節によって多種の固有の感染症や花粉症が拡大しています。冬場だけでなく、年間を通した感染予防の実施が重要です。

下図は、直近1年間の3種のウイルス感染の患者数推移です。感染拡大ピークが大きく異なり、この3種からも1年間を通した感染対策の重要性がわかります。



(引用) <https://moderna-epi-report.jp/>

moderna社「新型コロナ・季節性インフルエンザ・RSウイルス リアルタイム流行・疫学情報」

年間を通じた感染症リスクについて

- 1月：
インフルエンザが流行する時期で、寒さと乾燥がウイルスの活動を活性化させます。また、室内での暖房使用が増えるため、加湿器を適切に管理しないと加湿器肺炎のリスクもあります。
- 2月：
インフルエンザと共に、風邪も流行します。乾燥した室内環境は、風邪ウイルスの生存に適しています。
- 3月：
風邪と花粉症に注意が必要です。花粉症は直接的には感染症ではありませんが、体調を崩すと感染症にかかりやすくなります。
- 4月：
手足口病やノロウイルスによる感染が増えます。また、春の花粉症のピークもあり、体調管理が重要です。
- 5月：
食中毒の季節が始まります。特にビブリオ菌による感染が増えます。また、気温の上昇と共にエアコンを使用するようになり、エアコン内部の清掃を怠ると夏型過敏性肺炎のリスクが高まります。
- 6月：
ジカウイルスやデング熱など、蚊による感染症に注意が必要です。また、梅雨の湿気によりカビが増え、カビによるアレルギー性疾患のリスクも高まります。
- 7月：
食中毒やウイルス性胃腸炎が流行します。また、エンテロウイルスによる手足口病も注意が必要です。さらに、エアコンの使用が増えるため、夏型過敏性肺炎のリスクも注意が必要です。
- 8月：
猛暑と共に食中毒がピークを迎えます。また、エンテロウイルスD68による重症の感冒も出現します。この時期にはプールや海水浴による感染症も注意が必要です。
- 9月：
夏の終わりと共に、RSウイルスによる感染が増えます。また、秋の花粉症の季節も始まります。

- 10月：
季節の変わり目には、風邪やインフルエンザに注意が必要です。また、加湿器の使用が増えるため、加湿器肺炎のリスクも増えます。
- 11月：
冬型ノロウイルスが出現します。また、室内での暖房使用が増えるため、加湿器肺炎のリスクも高まります。
- 12月：
寒さの中でのクリスマスや年末年始の集まりで、風邪やインフルエンザが流行します。また、乾燥した室内環境は、風邪ウイルスの生存に適しています。ここでも加湿器肺炎のリスクがあるため、加湿器の清掃と管理が重要です。

感染対策には薬剤の特徴に応じた適切な使い分けが有効です。

このように感染対策は年間を通じて必要です。アルコール、次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウムなど、それぞれの薬剤は一長一短があり、適切な使い分けが感染予防に効果的です。

- 当工業会では、

ホームページ (<https://hcia.or.jp/>)

ニュースリリース、

Ipros掲載ページ (https://premium.ipros.jp/about_hcia/?hub=157+4700669)、

公式X (<https://twitter.com/HCIA62072366>)、

等を通して、各種薬剤の特徴と適切な使い分けなどについても、わかりやすく情報発信して参ります。Xでは、次亜塩素酸に関する国外の論文情報を中心に、学術情報をつぶやいています。

- 各種薬剤の有効な使用方法に関しては、以下のような厚生労働省からの情報発信が参考になります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
<chrome-extension://efaidnbnmnnibpcajpcglclefindmkaj/>
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/0311_koroshou.pdf

厚生労働省が直接管轄される、薬機法、水道法、食品衛生法等にかかわる薬剤に関しては、十分な情報収集・発信がおこなわれています。

- しかし、「次亜塩素酸水」等の薬機法に関わらない、環境衛生に役立つ薬剤に関する情報に関しては、管轄外のため、情報収集も十分ではなく、また、制度上も発信が難しいという問題を抱えています。
- HCIA一般社団法人次亜塩素酸化学工業会では、この行政の情報発信の不足を補うべく、除菌・消臭・環境の感染予防に役立つ、一般市販されている次亜塩素酸水を中心とした薬剤に関して、適切な情報を発信しています。

手指消毒など、人体に直接作用させる用途について

これらの用途に関しては、「医薬品・医薬部外品アルコール」「薬機法に基づき製造販売されている殺菌剤、消毒剤」をご使用ください。

- 次亜塩素酸水は、安全性、有効性を含めて極めて有効ですが、法規上、本用途を目的とした販売は、現時点で認められていません。
- 当工業会として正式に厚生労働省結核感染症課に確認した結果、「次亜塩素酸水は、手荒れが起きにくいという優れた特徴があるので、アルコールで手荒れやアレルギーのある方など、ご購入者が自らの判断で使用することは妨げない」との判断をいただいています。
- 次亜塩素酸水は、アルコールでは効果を発揮しにくい、ノロウイルス等のノンエンベロープウイルスへの有効性が極めて高く、大手を中心とした食品工場の多くが、製造装置を用いて現場で生成される「次亜塩素酸水」を、「食品添加物ルールを満たす」ことを根拠に、手洗いの際に使用されています。

食品に直接使用する用途について

本用途に関しては、食品添加物として認められた次亜塩素酸ナトリウム、食品添加物工タノール等の使用が基本となります。

- 食器や調理器具の洗浄や除菌用途での「次亜塩素酸水」の使用は、法的にも問題なく、安全性、効果、コストの面からも、ご使用を推奨します。
- 肉や魚の血液が付着したものや、タンパク質汚れや、有機物汚れが多く付着した対象物に「次亜塩素酸水」を使用する場合は、事前に血液や有機物汚れを洗い流した後に、十分な量のスプレーや、浸漬を行なってください。

次亜塩素酸水の加湿器利用の有効性

次亜塩素酸水は、加湿器に使用することで空間噴霧が可能な除菌系の薬剤として特に有用です。加湿器の加湿水に次亜塩素酸水を使用すること

で、手の届かない場所まで衛生管理が可能となり、感染対策が整った環境づくりを実現できます。

次亜塩素酸水の加湿器利用は、厚生労働省が正式に認めています

- 厚生労働省 事務連絡（令和3年10月21日、令和4年10月24日）で、全国の保健所等に向けた正式事務連絡で、次亜塩素酸水の加湿器噴霧に関して使用を認める判断が、正式に出されています。

事務連絡
令和3年10月21日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管(部)局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところですが、

近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりとりまとめ、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5. (補論) 空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨ですので、個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「5. (補論) 空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）5. (補論) 空間噴霧について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(別添)

【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5. (補論) 空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

(答)

世界保健機関 (WHO) は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の (空間) 噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。

なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

事務連絡
令和4年10月24日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 }
 { 特別区 } } 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

次亜塩素酸水の空間噴霧について

次亜塩素酸水の空間噴霧について、令和3年10月21日発事務連絡¹にある「推奨されていません」との記載について、全面的に禁止されているものであるとの誤解があるようですが、同事務連絡において既に示しているとおり、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適正に使用することを妨げるものではなく、製造販売業者等により提供された正しい情報をもとに、消費者にご判断いただくべきものであるため、貴管内の関係機関に対して改めて周知くださるようお願いいたします。

なお、「次亜塩素酸ナトリウム (NaClO)」の空間噴霧については厚生労働省として「職場のあんぜんサイト」²でも注意喚起をしているところでございますので、いまだ周知徹底をお願いいたします。

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省）211021【事務連絡】
<https://www.mhlw.go.jp/content/000847909.pdf>

² 次亜塩素酸ナトリウムを加湿器に誤って投入したことによる中毒（厚生労働省）
職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAL_DET.aspx?joho_no=101623

適切な薬剤の使用とJSA標準規格の推奨

一般社団法人次亜塩素酸化学工業会は、感染対策と衛生環境の改善に向け、これらの薬剤の適切な使用を推奨します。特に、JSA標準規格「JSA-S1012:2022次亜塩素酸分子水溶液」に準拠した製品の使用を強く推奨します。



これらの製品は、品質と安全性が確保されています。薬剤の効果的な使い方や、衛生環境づくりの具体例についても詳しく解説します。

安全性と取扱い注意点

各薬剤の安全性、取扱い注意点、適用例などについても当工業会ホームページで触れて参ります。これにより、薬剤の全般的な理解を深め、より安全に使用することができます。

次亜塩素酸水の適用例

次亜塩素酸水は、オフィスや学校、医療施設、飲食店など、多くの場所での使用が可能です。この広範な適用性は、次亜塩素酸水が感染症対策と衛生環境づくりに大きく貢献することを示しています。

我々一般社団法人次亜塩素酸化学工業会は、これらの情報が皆様の感染症対策と衛生環境づくりに役立つことを願っています。